

# 保育闘争委員会ニュース 公的保育を守り拡充させよう

2011年  
8月5日(金)  
第41号

発行 = 東京自治労連保育闘争委員会 Tel.03-5940-7951 Fax.03-5940-7957 honbu@tokyo-jichiroren.org

## 東京自治労連拡大中央執行委員会（8 / 1）

# 「新システム」阻止、公的保育を守る 第四次行動計画を確認

東京自治労連は、8月1日、拡大中央執行委員会を開催し、「『子ども・子育て新システム』阻止、公的保育を守る第四次行動計画」を確認しました。以下、概略をお伝えします。

### I、「子ども・子育て新システム」をめぐる情勢

略

### II、今後の取り組みについて

流動的な情勢のもとで、情勢待ちにならずに、「新システム」反対の世論と運動を攻勢的につくりあげていくことが求められる。東京においては、今後のその基本的柱を、①改めての組合員の学習、②地域や駅頭での大宣伝・署名の推進、③保護者との共同、私立保育園との共同、地域から共同の拡大、④地域の共同を結集しての10・2「新システム」に反対する東京集会、⑤11・3保育大集会、11・23自治体に働く保育労働者東京集会への結集とする。

#### (1) 学習の推進

「中間とりまとめ」が出されたもとで、改めて各単組において全組合員対象の学習をめざし、多くの組合員のエネルギーに依拠する活動を進める。

#### (2) 大量宣伝の展開

「新システム」反対の世論を形成することが極めて重要となっているもとで、東京自治労連としてビラ・ポスターでの大量宣伝をめざす。

- ① 東京自治労連として、各単組の要望数を確認しながら全体としてはビラ100万枚、ポスター2万枚程度をめざす。費用は東京自治労連と単組の半額ずつの負担とする。完成は8月中旬。
- ② 街頭・駅頭宣伝、保護者への配布、各保育園の周辺への全戸配布、すべての民間保育園への配布で活用する。また、地域における共同した取り組みの中でも積極的な活用をめざす。ポスターについては、組合員・保護者宅、商店街などで活用をめざす。期間は10月末まで。
- ③ 公的保育福祉を守る実行委員会のビラ・ポスターとして作成する。
- ④ ビラ・ポスターの大宣伝を署名と合わせこの秋の運動の主軸に据えて、大規模な運動の発展をめざす。

#### (3) 「新システム」反対の署名の推進

- ① ビラと合わせ、例年より前倒しし8月より署名活動をスタートさせる。公的保育福祉を守る東京実行委の署名推進集会は9月9日に開催。
- ② 情勢を踏まえ、東京自治労連及び各単組で積極的な署名目標設定を行う。

#### (4) 10・2「新システム」に反対する東京集会（仮称）について

10月2日（日）13：30～16：50 日本教育会館

- ① 「新システム」に反対し、公的保育制度を守るたたかひの大きな発展が求められるもとで、

首都東京における取り組みを推進する節として成功をめざす。

- ② 集会に向けて、また、集会を契機に、各地域における「新システム」反対の世論の喚起と共同を大きく広げる取り組みとする。
- (5) 地域から民間保育園への働きかけ、共同を広げる
- ① 各単組で出来るだけ共同して全民間保育園訪問をめざす。必要に応じて郵送も活用する。
  - ② 各地域で、共同して宣伝、集会、シンポ、学習会などを10月2日までに開催、ないしその後の開催を準備しつつ、10・2集会への参加を結合して推進する。
- (6) 東京都の面積基準緩和に対する取り組み
- ① 12月都議会に向けて、署名を推進するとともに、各区市9月議会にむけて請願・陳情に取り組む。
  - ② 国は面積基準緩和の基準を①待機児童100人以上②住宅地の公示価格の平均額が3大都市圏を上回ることであり、15区（東京自治労連関連では文京、墨田、江東、世田谷、豊島、板橋、足立）9市であり、該当区では緩和を許さない取り組みを推進する。区長会に対しても要請を実施する。
- (7) 11・3保育大集会など
- ① 11・3保育大集会、国会行動などの行動は、自治労連の提起を受けて具体化する。
  - ② 一斉宣伝については、自治労連の提起を受けて具体化する。早期に日程を確定するよう要請する。
  - ③ 11・23自治体に働く保育労働者の東京集会の取り組みも今後具体化する。
- (8) たたかいを通じた組織の強化について
- ① 「新システム」とのたたかいを通じて、組織をどう強化・発展させるか、地域の共同をどう広げるかについて、各単組・保育組織で議論・実践をめざすとともに、東京自治労連及び保育部会において交流を行う。
  - ② 「新システム」とのたたかいとも結合し、保育ユニオンへの非正規労働者の組織化を重視して推進する。

### Ⅲ、スケジュール

略

以上

## 自治労連

# 保育所面積の最低基準緩和案に対するパブリックコメントの取り組み提起

地域主権改革一括法の成立にともない、政府は「児童福祉施設最低基準及び児童福祉法施行規則の一部を改正する省令案等の概要」に関する意見募集（パブリックコメント）を行っています。

自治労連は、8月13日の締め切り日までに、「保育所の0、1歳児の面積基準を緩和するな。1948年制定の現行基準はむしろ広げるべきである」との意見を全国から寄せるように指示を出しています。

**【傘下の組織や保育関係者に配信・配布してください。配信希望者は氏名と所属、「保育闘争委ニュース希望」と明記し、パソコンよりメールでお申し込みを。内容を圧縮した「携帯メールニュース」は携帯からメールでお申し込みを】**